

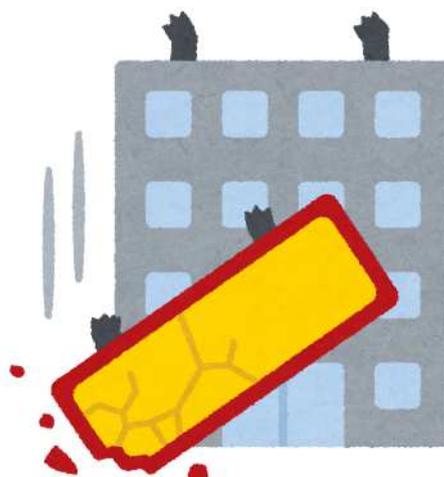
設置者(広告主)にも義務があります～屋外広告物による火災・事故～

令和7年8月に大阪市でビル火災が発生し、死者2名、負傷者5名の惨事となりました。この要因の一つに、外壁に設置された屋外広告物の一部の素材が建築基準法上の不燃材料には適合していなかったことが挙げられており、当該設置者は大阪市屋外広告物条例の許可申請もされていなかったことが報じられています。また、平成27年に札幌市で発生した、落下した屋外広告物が歩行者に当たり重傷となった事故では、適切な安全管理がなされていなかったことが要因とされています。

屋外広告物による火災や事故等が発生すれば、その設置者(広告主)や管理者は責任を問われるだけでなく、罪のない被害者や被害者の家族を悲しませ、その後の人生にも暗い影を落とします。

また、設置者や管理者の会社やお店の評判にも影響します。

ルールを守って屋外広告物を設置し、定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう。



◆法令

広告主(広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを決定し、屋外広告業者その他の者に広告物の表示又は掲出物件の設置を委託する者をいう。以下同じ。)は、その委託に係る広告物又は掲出物件(以下「委託広告物等」という。)がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないように、当該委託広告物等の表示又は設置が適正に行われるための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

富山市屋外広告物条例

◆参考

オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック
(一般社団法人日本屋外広告業団体連合のページ <https://nikkoren.or.jp/>)

(問合せ先)

富山市活力都市創造部景観政策課 屋外広告物係
keikan@city.toyama.lg.jp